当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540－8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　電話06－6942－1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　詳細は入札説明書による。

7　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KENZAKA Sigenori Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the first tunnel of Esumi in Susami Kusimoto Road

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 August 2023

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 9 January 2024 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 9 January 2024 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 9 January 2024)

(6)　Contact point for tender documentation : MIYAKE Akinori the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3—1—41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540—8586, Japan TEL 06—6942—1141

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

令和５年７月11日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　見坂　茂範

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　掲載日　令和５年６月27日（号外政府調達第119号）

２　訂正内容　18頁４段目　１(3)中「和歌山県東牟婁郡串本町里野地」を「和歌山県西牟婁郡すさみ町里野地先」に訂正します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

令和５年７月11日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設事業本部長　宮口　智樹

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和５年阪神高速公告第18号

１　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　淀川左岸線延伸部豊崎オンランプ接続区間の合理化検討及び計測計画検討業務

(3)　業務内容　淀川左岸線延伸部豊崎オンランプは地中にて、本線のシールドトンネルに接続している。本業務は豊崎オンランプのうちシールドトンネルと接続する区間（以後、オンランプ接続区間）の合理的な構造を検討し、その設計手法の妥当性検証のため、計測計画の検討も行うものである。

(4)　業務期間　契約締結日の翌日から令和７年２月28日まで

(5)　本業務は、プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

(6)　本業務は、担い手の確保を目的として、若手技術者の配置に対する評価及び管理補助技術者を配置できるようにする業務である。管理補助技術者を配置した場合、予定管理技術者に代えて、管理補助技術者の資格、業務経験、手持ち業務を対象に技術評価を行うものとする。

(7)　本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

(8)　本業務は、当社において2021年度より導入した「設計審査補助業務指定」の受注実績を技術評価項目において加点対象とする試行業務である。

２　参加資格　本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　企業の形態　次の①に掲げる要件を満たしている単体企業又は②に掲げる要件を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

１）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

２）技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団を含め、以下「阪神高速」という。）における令和３年～令和６年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。

３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

４）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、次の要件を満たす者であること。

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

３）構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

４）設計共同体の協定書が、入札説明書別紙に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

(2)　企業の能力　業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(3)　配置予定技術者の能力　本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種・類似業務の経験、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(4)　参加表明書提出者間の資本・人的関係　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(5)　業務実施体制　業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

①　再委託の内容が主たる部分の場合

②　業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

３　技術提案書を特定するための評価基準

(1)　企業評価同種又は類似業務の実績の内容

(2)　技術者評価保有資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の経験の内容、技術者表彰・業務表彰経験、手持ち業務の状況、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

(3)　業務実施方針等

(4)　特定テーマに関する技術提案説明書に示す特定テーマに対する具体的な取り組み方法